【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止）

**第十三条**　その募集又は売出し（第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除くものとし、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び特定投資家等取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）を含む。以下この条並びに第十五条第二項から第四項まで及び第六項において同じ。）につき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（以下この章において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

２　前項の目論見書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合の目論見書については、第五条第一項ただし書の規定により同項第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項及び第十五条第五項において「発行価格等」という。）を記載しないで第五条第一項本文の規定による届出書を提出した場合には、当該発行価格等を記載することを要しない。

一　第十五条第二項本文の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

（１）　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

（１）　イ（１）に掲げる事項

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

二　第十五条第三項の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

（１）　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

（１）　イ（１）に掲げる事項

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

三　第十五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合　第七条の規定による訂正届出書に記載した事項

３　前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同条第四項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参照書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

４　何人も、第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。

５　何人も、第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

【平成20年6月13日 法律第65号】

（改正後）

（目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止）

**第十三条**　その募集又は売出し（第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除くものとし、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び特定投資家等取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）を含む。以下この条並びに第十五条第二項から第四項まで及び第六項において同じ。）につき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（以下この章において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

２　前項の目論見書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合の目論見書については、第五条第一項ただし書の規定により同項第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項及び第十五条第五項において「発行価格等」という。）を記載しないで第五条第一項本文の規定による届出書を提出した場合には、当該発行価格等を記載することを要しない。

一　第十五条第二項本文の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

（１）　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

（１）　イ（１）に掲げる事項

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

二　第十五条第三項の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

（１）　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

（１）　イ（１）に掲げる事項

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

三　第十五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合　第七条の規定による訂正届出書に記載した事項

３　前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同条第四項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参照書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

４　何人も、第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。

５　何人も、第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

（改正前）

（目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止）

**第十三条**　その募集又は売出し（第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除くものとし、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）を含む。以下この条並びに第十五条第二項から第四項まで及び第六項において同じ。）につき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第二号イに規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（以下この章において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

２　前項の目論見書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合の目論見書については、第五条第一項ただし書の規定により同項第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項及び第十五条第五項において「発行価格等」という。）を記載しないで第五条第一項本文の規定による届出書を提出した場合には、当該発行価格等を記載することを要しない。

一　第十五条第二項本文の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

（１）　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

（１）　イ（１）に掲げる事項

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

二　第十五条第三項の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

（１）　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

（１）　イ（１）に掲げる事項

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

三　第十五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合　第七条の規定による訂正届出書に記載した事項

３　前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同条第四項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参照書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

４　何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。

５　何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止）

第十三条　その募集又は売出し（第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除くものとし、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）を含む。以下この条並びに第十五条第二項から第四項まで及び第六項において同じ。）につき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第二号イに規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（以下この章において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

２　前項の目論見書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合の目論見書については、第五条第一項ただし書の規定により同項第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項及び第十五条第五項において「発行価格等」という。）を記載しないで第五条第一項本文の規定による届出書を提出した場合には、当該発行価格等を記載することを要しない。

一　第十五条第二項本文の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

（１）　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

（１）　イ（１）に掲げる事項

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

二　第十五条第三項の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

（１）　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

（１）　イ（１）に掲げる事項

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

三　第十五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合　第七条の規定による訂正届出書に記載した事項

３　前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同条第四項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参照書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

４　何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。

５　何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

（改正前）

（新設）

第十三条　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（以下この章において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

②　前項の目論見書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合の目論見書については、第五条第一項ただし書の規定により同項第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項及び第十五条第五項において「発行価格等」という。）を記載しないで第五条第一項本文の規定による届出書を提出した場合には、当該発行価格等を記載することを要しない。

一　第十五条第二項本文の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

（１）　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

（１）　イ（１）に掲げる事項

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

二　第十五条第三項の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

（１）　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

（１）　イ（１）に掲げる事項

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

三　第十五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合　第七条の規定による訂正届出書に記載した事項

③　前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参照書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

④　何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。

⑤　何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第十三条　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（以下この章において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

②　前項の目論見書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合の目論見書については、第五条第一項ただし書の規定により同項第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項及び第十五条第五項において「発行価格等」という。）を記載しないで第五条第一項本文の規定による届出書を提出した場合には、当該発行価格等を記載することを要しない。

一　第十五条第二項本文の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

（１）　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

（１）　イ（１）に掲げる事項

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

二　第十五条第三項の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

（１）　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

（１）　イ（１）に掲げる事項

（２）　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

三　第十五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合　第七条の規定による訂正届出書に記載した事項

③　前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参照書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

④　何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。

⑤　何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

（⑥　削除）

（改正前）

第十三条　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（次項及び第十五条第二項において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

②　前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（内閣府令で定めるものを除く。）、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（内閣府令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第四項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は内閣府令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

③　第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行う有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書については、前項の規定により記載すべき内容のうち内閣府令で定めるものを省略して記載することができる。

④　第一項の目論見書には、第二項の規定により記載すべき事項のほか、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項に関する内容を記載しなければならない。

⑤　何人も、有価証券の募集又は売出しのために、前三項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

⑥　前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出しの価格若しくは募集し若しくは売り出される数、引受人（発行者のための適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以下この項において同じ。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）の名称、募集若しくは売出しの取扱いをする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載され、若しくは記録された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】

（改正後）

第十三条　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（次項及び第十五条第二項において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

②　前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（内閣府令で定めるものを除く。）、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（内閣府令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第四項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は内閣府令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

③　第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行う有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書については、前項の規定により記載すべき内容のうち内閣府令で定めるものを省略して記載することができる。

④　第一項の目論見書には、第二項の規定により記載すべき事項のほか、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項に関する内容を記載しなければならない。

⑤　何人も、有価証券の募集又は売出しのために、前三項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

⑥　前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出しの価格若しくは募集し若しくは売り出される数、引受人（発行者のための適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以下この項において同じ。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）の名称、募集若しくは売出しの取扱いをする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載され、若しくは記録された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

（改正前）

第十三条　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（次項及び第十五条第二項において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

②　前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（内閣府令で定めるものを除く。）、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（内閣府令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第四項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は内閣府令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

③　第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行う有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書については、前項の規定により記載すべき内容のうち内閣府令で定めるものを省略して記載することができる。

④　第一項の目論見書には、第二項の規定により記載すべき事項のほか、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項に関する内容を記載しなければならない。

⑤　何人も、有価証券の募集又は売出しのために、前三項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

⑥　前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出しの価格若しくは募集し若しくは売り出される数、引受人（発行者のための適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以下この項において同じ。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）の名称、募集若しくは売出しの取扱いをする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第十三条　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（次項及び第十五条第二項において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

②　前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（内閣府令で定めるものを除く。）、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（内閣府令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第四項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は内閣府令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

③　第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行う有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書については、前項の規定により記載すべき内容のうち内閣府令で定めるものを省略して記載することができる。

④　第一項の目論見書には、第二項の規定により記載すべき事項のほか、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項に関する内容を記載しなければならない。

⑤　何人も、有価証券の募集又は売出しのために、前三項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

⑥　前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出しの価格若しくは募集し若しくは売り出される数、引受人（発行者のための適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以下この項において同じ。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）の名称、募集若しくは売出しの取扱いをする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

（改正前）

第十三条　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他大蔵省令で定めるものを除く。）に係る有価証券（次項及び第十五条第二項において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

②　前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（大蔵省令で定めるものを除く。）、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第四項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は大蔵省令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

③　第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行う有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書については、前項の規定により記載すべき内容のうち大蔵省令で定めるものを省略して記載することができる。

④　第一項の目論見書には、第二項の規定により記載すべき事項のほか、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項に関する内容を記載しなければならない。

⑤　何人も、有価証券の募集又は売出しのために、前三項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

⑥　前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出しの価格若しくは募集し若しくは売り出される数、引受人（発行者のための適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以下この項において同じ。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）の名称、募集若しくは売出しの取扱いをする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第十三条　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他大蔵省令で定めるものを除く。）に係る有価証券（次項及び第十五条第二項において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

②　前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（大蔵省令で定めるものを除く。）、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第四項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は大蔵省令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

⑥　前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出しの価格若しくは募集し若しくは売り出される数、引受人（発行者のための適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以下この項において同じ。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）の名称、募集若しくは売出しの取扱いをする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

（改正前）

第十三条　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が五億円未満であるものその他大蔵省令で定めるものを除く。）に係る有価証券（次項及び第十五条第二項において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

②　前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（大蔵省令で定めるものを除く。）、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第三項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は大蔵省令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

⑥　前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出しの価格若しくは募集し若しくは売り出される数、引受人（発行者のために適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以下この項において同じ。）の取扱いをする者その他直接又は間接に適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘を分担する者で、通常有価証券の売りさばき人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものを含む。以下この章において同じ。）の名称、募集若しくは売出しの取扱いをする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】

（改正後）

②　前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（大蔵省令で定めるものを除く。）、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第三項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は大蔵省令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

（改正前）

②　前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（大蔵省令で定めるものを除く。）、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第三項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は大蔵省令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第十三条　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が五億円未満であるものその他大蔵省令で定めるものを除く。）に係る有価証券（次項及び第十五条第二項において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

②　前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（大蔵省令で定めるものを除く。）、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第三項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は大蔵省令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

③　第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行う有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書については、前項の規定により記載すべき内容のうち大蔵省令で定めるものを省略して記載することができる。

④　第一項の目論見書には、第二項の規定により記載すべき事項のほか、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項に関する内容を記載しなければならない。

⑤　何人も、有価証券の募集又は売出しのために、前三項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

⑥　前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出しの価格若しくは募集し若しくは売り出される数、引受人（発行者のために適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以下この項において同じ。）の取扱いをする者その他直接又は間接に適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘を分担する者で、通常有価証券の売りさばき人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものを含む。以下この章において同じ。）の名称、募集若しくは売出しの取扱いをする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

（改正前）

第十三条　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。

②　前項の目論見書は、第五条第一項に規定する届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（大蔵省令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、第五条第三項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

③　第四条第一項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行なう有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書については、前項の規定により記載すべき内容のうち大蔵省令で定めるものを省略して記載することができる。

④　第一項の目論見書には、第二項の規定により記載すべき事項のほか、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項に関する内容を記載しなければならない。

⑤　何人も、有価証券の募集又は売出しのために、前三項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

⑥　前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出の価格若しくは募集若しくは売り出される数、引受人の名称、募集若しくは売出の取扱をする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

②　前項の目論見書は、第五条第一項に規定する届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（大蔵省令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、第五条第三項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

④　第一項の目論見書には、第二項の規定により記載すべき事項のほか、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項に関する内容を記載しなければならない。

（改正前）

②　前項の目論見書は、第五条第一項に規定する届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき内容のうち、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを記載したものでなければならない。（新設）

④　第一項の目論見書には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項に関する内容を記載しなければならない。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】

（改正後）

第十三条　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。

②　前項の目論見書は、第五条第一項に規定する届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき内容のうち、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを記載したものでなければならない。

③　第四条第一項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行なう有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書については、前項の規定により記載すべき内容のうち大蔵省令で定めるものを省略して記載することができる。

④　第一項の目論見書には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項　に関する内容を　記載しなければならない。

⑤　何人も、有価証券の募集又は売出しのために、前三項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

⑥　前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出の価格若しくは募集若しくは売り出される数、引受人の名称、募集若しくは売出の取扱をする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

（改正前）

第十三条　第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券の発行者は、当該有価証券の募集又は売出に際し、目論見書を作成しなければならない。

②　前項の目論見書は、第五条第一項に規定する届出書に記載された内容と同一の内容を記載したものでなければならない。

③　前項の規定により目論見書に記載すべき内容のうち大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要でないと認めて大蔵省令で定めるものは、これを省略することができる。

④　大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定める事項については、これに関する内容を目論見書に記載しなければならない。

⑤　何人も、有価証券の募集又は売出のために、第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

⑥　前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出の価格若しくは募集若しくは売り出される数、引受人の名称、募集若しくは売出の取扱をする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

②　前項の目論見書は、第五条第一項に規定する届出書に記載された内容と同一の内容を記載したものでなければならない。

③　前項の規定により目論見書に記載すべき内容のうち大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要でないと認めて大蔵省令で定めるものは、これを省略することができる。

（改正前）

②　前項の目論見書は、有価証券届出書のうち第五条第一項に掲げる事項について記載された内容と同一の内容を記載したものでなければならない。

③　前項の規定により目論見書に記載すべき事項のうち大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要でないと認めて大蔵省令で定めるものは、これを省略することができる。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

③　前項の規定により目論見書に記載すべき事項のうち大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要でないと認めて大蔵省令で定めるものは、これを省略することができる。

④　大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定める事項については、これに関する内容を目論見書に記載しなければならない。

（改正前）

③　前項の規定により目論見書に記載すべき事項のうち証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要でないと認めて証券取引委員会規則で定めるものは、これを省略することができる。

④　証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項については、これに関する内容を目論見書に記載しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

⑥　前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出の価格若しくは募集若しくは売り出される数、引受人の名称、募集若しくは売出の取扱をする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

（改正前）

⑥　前項の規定は、第二条第十項但書に掲げる事項のみを表示することを妨げるものではない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第十三条　第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券の発行者は、当該有価証券の募集又は売出に際し、目論見書を作成しなければならない。

②　前項の目論見書は、有価証券届出書のうち第五条第一項に掲げる事項について記載された内容と同一の内容を記載したものでなければならない。

③　前項の規定により目論見書に記載すべき事項のうち証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要でないと認めて証券取引委員会規則で定めるものは、これを省略することができる。

④　証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項については、これに関する内容を目論見書に記載しなければならない。

⑤　何人も、有価証券の募集又は売出のために、第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

⑥　前項の規定は、第二条第十項但書に掲げる事項のみを表示することを妨げるものではない。